

ひとり親福祉

社会的、経済的立場が弱く、また精神的にも不安定な状態におかれている母子家庭に対し、国及び地方自治体が必要な措置を行うため、昭和28年4月「母子福祉資金の貸付等に関する法律」が制定され、母子福祉資金制度並びに母子相談員制度が設けられました。

その後、母子福祉行政の一層の充実を図るため、昭和39年7月前記法律を廃止し、「母子福祉法」が制定され、更に昭和57年4月に同法は「母子及び寡婦福祉法」に改定されました。

近年では、平成26年10月に「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正され、母子自立支援員は母子・父子自立支援員となって、父子家庭への支援も拡充されました。

区では、同法に規定された基本理念である「全て母子家庭等には、児童が、その置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康的で文化的な生活が保障されるものとする。」の実現を図ることを目的とし、ひとり親家庭への総合的な支援体制を強化しています。

1. 母子・父子自立支援員	53
2. 母子及び父子福祉資金貸付	54
3. 母子家庭等自立支援給付金	57
4. ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業	57
5. ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業	57
6. 母子生活支援施設	57
7. ひとり親家庭専門相談	59
8. 母子一体型ショートケア事業	59
9. 養育費受取確保支援事業	59
10. 高齢者世帯等住み替え家賃助成	59
11. 安心住まい提供	60
12. 区営福祉住宅	60

1. 母子・父子自立支援員

子育て支援課

〔事業開始：昭和39年7月〕

子育て支援課では、母子・父子自立支援員を配置して、ひとり親家庭の生活一般、就職、修業、児童の養育、就学児童についての相談を受けています。また、自立に必要と

する母子及び父子福祉資金の貸付や、母子生活支援施設（母子家庭のみ）の入所相談に応じています。

【ひとり親家庭相談状況】

区分	生活一般	児 童	生 活 援 護		そ の 他		合 計	実 人 員	相談延 件 数
	住宅・医療・ 就職・家庭紛争・ その他	養育・教育・ 非行・その他	母子及び父子 福 祉 資 金	児童扶養手当・ 生活保護・ その他	母子生活 支援施設 ・母子アパート	そ の 他			
元	件 2,002(20)	件 963(15)	件 543(25)	件 742(8)	件 202	件 0	件 4,452(68)	人 1,247	件 8,480(147)
2	1,599 (17)	678(8)	505(8)	784(12)	222	0	3,788(45)	1,251	7,455(53)
3	1,627 (14)	686 (13)	500 (9)	690 (6)	221	0	3,724(42)	1,092	7,293(50)
4	1,770 (25)	642 (9)	579 (13)	663 (15)	272	0	3,926(62)	1,196	7,684(98)
5	1,521(7)	608(1)	431(4)	607(3)	269	0	3,436(15)	1,126	7,224(16)

(うち父子家庭相談数)

2. 母子及び父子福祉資金貸付 子育て支援課

ひとり親家庭を対象に、その経済的自立の援助と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、資金の貸し付けを行っています。

【母子及び父子福祉資金の一覧】

(令和6年4月1日現在)

資金の種類	貸付対象	貸付金の内容	貸付限度額		据置期間	償還期限 ※据置期間 経過後	利子
事業開始資金	母・父 ・ 母子・父子 福祉団体	事業を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	母子家庭の母又は父子家庭の父等の共同事業の場合	3,470,000円 5,220,000円	貸付けの日から 1年間	7年以内	原則、 連帯保証 人を立てて 無利子
事業継続資金	母・父 ・ 母子・父子 福祉団体	現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等を購入する資金		1,740,000円	貸付けの日から 6か月	7年以内	
技能習得資金	母・父	事業開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	知能技能を習得する期間中 (5年以内) 自動車運転免許を習得する場合	月額 68,000円 460,000円	習得期間満了後 1年間	20年以内	
医療介護資金	母・父又は 児童 (医療のみ)	医療又は介護保険によるサービス(介護)を受けるために必要な資金 (ただし、医療又は介護を受ける期間が1年以内と見込まれる場合)	医療 特別 介護	340,000円 480,000円 500,000円	医療又は介護を受ける期間満了後 6か月	5年以内	原則、 連帯保証 人を立てて 無利子
生活資金	母・父	1. 技能取得期間中又は医療又は介護を受けている期間中の生活を維持するために必要な資金 2. 母子・父子家庭になって7年未満の方で生活の安定を図るために必要な資金 3. 失業している期間中(ただし、離職した日から1年以内)の生活を維持するための必要な資金 4. 家計急変による収入の激変緩和のために必要な資金(貸付期間原則3か月間)	1の技能取得期間中	月額 141,000円	習得期間満了後 6か月	20年以内	
			1の医療介護期間中及び2,3の期間中	月額 108,000円	医療又は介護期間満了後 6か月	5年以内	
			生計中心者でない場合	74,000円	生活安定貸付期間満了後 6か月	8年以内	
			2の生活安定期間中の養育費取得のための裁判費用	(12月相当) 1,296,000円	失業貸付期間満了後 6か月	5年以内	
			児童扶養手当に準拠した額	(全部支給の額)の範囲内	家計急変貸付期間満了後6か月	10年以内	
住宅資金	母・父	自己所有の住宅の建設、購入及び現に居住する住宅の増改築・補修又は保全に必要な資金		1,500,000円 2,000,000円	貸付の日から 6か月	6年以内 7年以内	原則、 連帯保証 人を立てて 無利子
転宅資金	母・父	転宅に必要な敷金・前家賃・運送代にあてるための資金		260,000円	貸付の日から 6か月	3年以内	
結婚資金	児童・子	児童又は子の婚姻に際し必要な資金		320,000円	貸付の日から 6か月	5年以内	

資金の種類	貸付対象	貸付金の内容	貸付限度額		据置期間	償還期限 ※据置期間 経過後	利子
就職支度資金	母・父又は 児童	就職するために直接必要な被服、履物等を購入する資金	105,000 円		貸付の日から 一年間	6 年以内	無利子(児童分)
			通勤のために自動車を購入する場合 340,000 円				
修業資金	児童・子	児童又は子が事業を開始又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	知能技能を習得する期間中 (5 年以内) (注)	月額 68,000 円	習得期間満了時 1 年間	20 年以内	無利子
			高校3年在学時に就職を希望する児童又は子が自動車運転免許を習得する場合	460,000 円			
			(注) 従業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額				
就学支度資金	児童・子	児童が小学校・中学校に入学するために必要な資金 (所得税非課税世帯の方)	小学校	64,300 円	中学校卒業後 6 か月	20 年以内 (専修学校 (一般課程のみ) 5 年以内)	無利子
			中学校	81,000 円			
			児童又は子が高校、短大、大学、高専又は専修学校に入学するために必要な資金	専修学校(一般過程)、公立の高等学校、専修学校(高等課程)			
		私立の高等学校、専修学校(高等課程)		420,000 円			
		国公立の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)		420,000 円			
		私立の大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)		590,000 円			
		国公立の大学院		380,000 円			
		私立の大学院		590,000 円			
		知識技能を習得させる施設であって厚生労働大臣が定める修業施設へ入所するために必要な資金	282,000 円		習得期間満了時 6 か月	5 年以内	
修学資金	児童・子	児童又は子が高校、短大、大学、大学院、高専又は専修学校において修学するのに必要な資金	P56 修学資金の学校・学年別貸付限度額 参照		貸付による 修学終了後 6 か月	20 年以内 (専修学校 (一般課程のみ) 5 年以内)	無利子

1. 償 還：年賦、半年賦、月賦いずれも可能で繰上償還もいつでもできる。又、償還金を滞納した場合、督促や催告があるほか、連帯借受人、連帯保証人への請求を行う。
2. 違約金：年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に償還しなかったときは、その翌日から納められた当日までの日数を計算し、元利金につき年3%の違約金が徴収される。
3. 利 子：修業、就職支度(児童分)、修学、修学支度資金を除き、保証人を立てられない場合は1%。

【 修学資金の学校・学年別貸付限度額 】

(令和6年4月1日現在)(月額、単位:円)

学校等種別		学年別*1		1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 中等教育学校(後期課程) 専修学校(高等課程)	国公立	自 宅		27,000	27,000	27,000	-	-
		自 宅 外		34,500	34,500	34,500	-	-
	私 立	自 宅		45,000	45,000	45,000	-	-
		自 宅 外		52,500	52,500	52,500	-	-
高等専門学校	国公立	自 宅		31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自 宅 外		33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私 立	自 宅		48,000	48,000	48,000	98,500	98,500
		自 宅 外		52,500	52,500	52,500	115,000	115,000
専修学校(専門課程)	国公立	自 宅		67,500	67,500	-	-	-
		自 宅 外		78,000	78,000	-	-	-
	私 立	自 宅		89,000	89,000	-	-	-
		自 宅 外		126,500	126,500	-	-	-
短 期 大 学	国公立	自 宅		67,500	67,500	-	-	-
		自 宅 外		96,500	96,500	-	-	-
	私 立	自 宅		93,500	93,500	-	-	-
		自 宅 外		131,000	131,000	-	-	-
大 学	国公立	自 宅		71,000	71,000	71,000	71,000	-
		自 宅 外		108,500	108,500	108,500	108,500	-
	私 立	自 宅		108,500	108,500	108,500	108,500	-
		自 宅 外		146,000	146,000	146,000	146,000	-
大 学 院	修士課程相当*2			132,000	132,000	-	-	-
	博士課程相当*3			183,000	183,000	183,000	-	-
専修学校(一般課程)*4				54,000	54,000	-	-	-

*1. 学校の正規の修学年限が上記の表の期間を超える場合も、各学校種別ごとの貸付限度額を修学年限の全期間に適用します。

*2. 修士課程相当とは、修士課程・専門職学位過程(専門職大学院)、一貫制博士課程前期相当分をいいます。

*3. 博士課程相当とは、博士課程(博士医・歯・獣医・薬学過程を含む)、博士後期課程、一貫制博士課程後期相当分をいいます。

*4. 一般課程とは、修業年限2年未満の専門課程と一般課程をいいます(就学支度資金も同様)。

* 児童扶養手当法施行令第4条に基づく前年所得が682万円を超える場合は限度額が異なる場合があります。

【 母子及び父子福祉資金の貸付状況 】

年 度	件数・金額	事業 開始	事業 継続	修学	技能 習得	修業	就職 支度	医療 介護	生活	住宅	転宅	就学 支度	合計
元	件数(件)	0	0	39	1	0	0	0	0	0	2	7	49
	金額(千円)	0	0	25,658	272	0	0	0	0	0	520	1,973	28,423
2	件数(件)	0	0	36	0	0	0	0	0	0	1	7	44
	金額(千円)	0	0	17,857	0	0	0	0	0	0	260	1,823	19,940
3	件数(件)	0	0	20	0	0	0	0	0	0	0	5	25
	金額(千円)	0	0	9,715	0	0	0	0	0	0	0	1,320	11,035
4	件数(件)	0	0	17	0	0	0	0	0	0	2	5	24
	金額(千円)	0	0	7,274	0	0	0	0	0	0	520	1,543	9,337
5	件数(件)	0	0	18	0	0	0	0	0	1	0	6	25
	金額(千円)	0	0	8,136	0	0	0	0	0	2,000	0	1,780	11,916

3. 母子家庭等自立支援給付金

子育て支援課

〔事業開始：平成 17 年 4 月〕

母子・父子自立支援プログラム策定を受けているひとり親家庭の方に、就労支援のための給付金を支給します。

指定した職業能力開発のための講座を受講した場合に支

給される母子家庭等自立支援教育訓練給付金と、看護師などの資格を取得するために養成機関に 1 年以上(令和 6 年度より 6 月以上)修業する場合に支給される母子家庭等高等職業訓練促進費給付金があります。

【 母子家庭等自立支援給付金実績 】

事業名	年度	元	2	3	4	5
母子家庭等自立支援教育訓練給付金		3 人	3 人	2 人	0 人	0 人
母子家庭等高等職業訓練促進給付金		8	8	10	10	4

4. ひとり親家庭等学校卒業程度認定試験合格支援事業

子育て支援課

〔事業開始：平成 27 年 9 月〕

ひとり親家庭の経済的自立と安定のための事業です。

ひとり親家庭の母または父および 20 歳未満の児童を対象に、高卒認定試験を受けるために必要な講座の費用を負担します。

- ① 講座受講開始時に費用の 30%、②講座受講終了後に費用の 40% (①を含む)、試験に合格したのち (2 年以内) に費用総額の 60% (①②を含む、上限 25 万円) を支給します。令和 6 年度より内容変更有

【 支給実績 】

年 度	元	2	3	4	5
	件	件	件	件	件
申請件数	0	1	0	0	0
支給件数	1	1	0	0	0

5. ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援事業

子育て支援課

〔事業開始：平成 28 年 7 月〕

ひとり親世帯及び生活困窮者の子どもに対し、学習面・生活面の支援を行うことで、学力向上、自己肯定感の助長・社会性の習得を促進していきます。教室型と個別訪問型の支援があります。

【 実施状況 】

年 度	元	2	3	4	5
	名	名	名	名	名
教室型	30	22	29	30	20
訪問型	19	19	17	22	11

6. 母子生活支援施設

子育て支援課

〔事業開始：昭和 40 年 4 月〕

母子生活支援施設は、18 歳未満の子どもを養育している母子家庭の母親が生活上の様々な問題のため子どもの養育

が十分できない場合に、母子を入所させて保護するとともに、自立促進のために生活を支援する児童福祉施設です。

【 豊島区内の母子生活支援施設状況 】

(令和 6 年 4 月 1 日現在)

施設名 (概要)	入所状況			入所時の世帯状況			
		世帯	人		世帯		世帯
愛の家ファミリーホーム 〔定員世帯数〕 20 世帯	2 人世帯	14	28	死 亡	0	拘禁状態	0
	3 人世帯	3	9	離 別	3	未婚の母	12
	4 人世帯	0	0	別居	2		
	計			〔17 世帯〕 〔37 人〕			

【 母子生活支援施設・助産施設徴収金額表 】

(令和 2 年 7 月 1 日改正)

階層 区分	定 義		徴収金額	
			母子生活 支援施設	助産施設
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯		円 0	円 0
B	A階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税の非課税世帯		0	0
C	A階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税均等割の額のみの課税世帯		2, 200	4, 500
D 1	A階層を除き当該年度分の特別区民税又は市町村民税の課税世帯であってその特別区民税又は市町村民税所得割の区分が次の区分に該当する者	9, 000 円以下	3, 300	6, 600
D 2-1		9, 001 円以上 19, 000 円以下	4, 500	9, 000
D 2-2		19, 001 円以上 27, 000 円以下		
D 3		27, 001 円以上 57, 000 円以下	6, 700	
D 4		57, 001 円以上 93, 000 円以下	9, 300	
D 5		93, 001 円以上 177, 300 円以下	14, 500	
D 6		177, 301 円以上 258, 100 円以下	20, 600	
D 7		258, 101 円以上 348, 100 円以下	27, 100	
D 8		348, 101 円以上 456, 100 円以下	34, 300	
D 9		456, 101 円以上 583, 200 円以下	42, 500	
D 10		583, 201 円以上 704, 000 円以下	51, 400	
D 11		704, 001 円以上 852, 000 円以下	61, 200	
D 12		852, 001 円以上 1, 044, 000 円以下	71, 900	
D 13		1, 044, 001 円以上 1, 225, 500 円以下	83, 300	
D 14		1, 225, 501 円以上 1, 426, 500 円以下	95, 600	
D 15		1, 426, 501 円以上	255, 300	

注 1 母子生活支援施設の基準額については、初日在籍保護世帯月額徴収金とする。

注 2 この表の C 階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、D 1 ～D 15 階層における「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割（この所得額を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 項 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

注 3 助産の実施が行われた妊産婦について、当該妊産婦が出産育児一時金を受給した場合、当該出産育児一時金の額に、B 階層にあつては 10%、C 階層にあつては 15%、D 階層のうち特別区民税又は市町村民税所得割の額が 19, 000 円までの場合にあつては、25%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金額に加えるものとする。

注 4 この表中「当該年度分」とあるのは、4 月から 6 月までの月分の費用の徴収については「前年度分」とする。

7. ひとり親家庭専門相談

子育て支援課

〔事業開始：平成12年4月〕

ひとり親家庭の抱えている様々な心の問題について、臨床心理士等が専門的な立場から相談に応じ、問題解決の支援をします。母子生活支援施設「愛の家ファミリーホーム」において、実施しています。

【専門相談状況】

年 度	元	2	3	4	5
	件	件	件	件	件
相談件数	828	761	1,291	942	749

8. 母子一体型ショートケア事業

子育て支援課

〔事業開始：平成29年4月〕

見守りが必要な母子等に対し一時的に母子生活支援施設において、子育て及び日常生活に関する相談や必要な育児指導、家事指導等の生活支援を行います。

【実施状況】

年 度	元	2	3	4	5
	人	人	人	人	人
利用延人数	9	5	9	8	10
	日	日	日	日	日
利用延日数	154	80	121	88	153

9. 養育費受取確保支援事業

子育て支援課

〔事業開始：令和2年4月〕

離婚後養育費が確実に受け取ることができるよう、養育費の受取りに係る費用に補助金を支給します。養育費に関する公正証書等作成促進補助金と養育費保証契約促進補助金があります。

【支給実績】

年 度	2	3	4	5
	件	件	件	件
養育費に関する公正証書等作成促進補助金	6	9	7	9
養育費の保証契約促進補助金	0	0	0	0

10. 高齢者世帯等住み替え家賃助成

福祉総務課

〔事業開始：平成4年4月〕

区内の民間賃貸住宅に住む18歳未満の子どもを養育している方で、取り壊し等のため転居を求められたときや、主たる生計維持者と死別、離別により収入が著しく減少したために転居した方に、基準家賃と転居後の家賃との差額の一部を助成します。

- ① 転居前の住宅に引続き2年以上居住していること。
- ② 所得制限額を越えないこと。
- ③ 生活保護法による保護を受けていないこと。
- ④ 助成期間は5年間です。

【実施状況】

年 度	元	2	3	4	5
	件	件	件	件	件
助成件数	21	19	17	14	11

11. 安心住まい提供

都市整備部住宅課

〔事業開始：平成7年4月〕

取り壊しによる立ち退き等により、住宅の確保に緊急を要し、現に困窮している18歳未満の子どものいるひとり親家庭の方に対して、区が借り上げている民間アパートの居室を提供します。

居室利用料は、アパートの借り上げ料及び所得に応じて決定します。

- ① 区内に引き続き2年以上居住していること。
- ② 独立して日常生活を営めること。
- ③ 所得基準を超えないこと
(月額所得 214,000 円以下)。

※福祉総務課入居相談グループへ事前の相談が必要です。

【 安心住まい提供実績 】 (各年度末)

年 度	元	2	3	4	5
入居者数	世帯 1	世帯 1	世帯 1	世帯 1	世帯 1

12. 区営福祉住宅

都市整備部住宅課

住宅に困っているひとり親世帯向けの住宅です。申し込みができる方は、次のとおりです。

- ① 区内に1年以上在住していること。
- ② 配偶者がいないこと。

- ③ 18歳未満の子どものみと世帯を構成していること。
- ④ 独立して日常生活を営めること。
- ⑤ 公営住宅の所得基準を超えないこと。
(月額所得 214,000 円以下)

【 福祉住宅の概要 】

名 称	所在地	建物・構造	開設年月日	住戸数
要町第二つつじ苑	要町 1-6-6	鉄筋コンクリート 地上5階建	平9.4.1	11